

厚木市告示第 274 号

指定公金事務取扱者の指定の取消について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項に規定する指定公金事務取扱者の指定について、同法第 243 条の 2 の 3 第 1 項に基づき次のとおり取り消したので、同条第 2 項に基づき告示する。

令和 8 年 7 月 8 日

厚木市長 山 口 貴 裕

- 1 指定公金事務取扱者の指定を取り消したものの名称及び所在地
名 称 株式会社 NTT ドコモ
所在地 東京都千代田区永田町二丁目 11 番 1 号
- 2 委託をしていた歳入の種類
 - (1) 市民税・県民税・森林環境税（普通徴収）
 - (2) 固定資産税・都市計画税
 - (3) 軽自動車税
 - (4) 国民健康保険料（普通徴収）
 - (5) 介護保険料（普通徴収）
 - (6) 後期高齢者医療保険料（普通徴収）
 - (7) 学校給食費
- 3 指定を取り消した日
令和 8 年 7 月 1 日